

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)

(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

(投票所経費)

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

(投票所経費)

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票所 の選日 の人数	区市町村		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	一三一、三八四円	二二一、六八四円	一〇七、六五四円	一九七、九五四円	一〇七、六五四円	一九七、九五四円	二二一、四一四円	一九七、九五四円
二百五十人以上	一四二、八六九円	二五五、七四四円	一一九、八五一円	二二〇、一五一円	一一九、五三九円	二二二、四一四円	二二二、四一四円	二二二、四一四円
一千人以上	一八八、九一〇円	三二四、三六〇円	一七七、〇四五円	三二二、四九五円	一五八、五四〇円	三二一、五六五円	三二一、五六五円	三二一、五六五円
二千人以上	二〇七、一〇三円	三四二、五五三円	一八三、三七七円	三二八、八二三円	一七六、七五二円	三二七、三五二円	三二七、三五二円	三二七、三五二円
三千人以上	二二五、六九六円	三六一、一四六円	二〇一、二五四円	三五九、二七九円	一九四、九四五円	三七五、五四五円	三七五、五四五円	三七五、五四五円
五千人以上	二五三、七一六円	四一一、七四一円	二五一、五八〇円	四七七、三三〇円	二四五、九三六円	四九四、二六一円	四九四、二六一円	四九四、二六一円
一万人以上	二九六、〇三二円	五二一、七八一円	二九三、八九五円	五八七、三七〇円	二八一、五七〇円	五七五、〇四五円	五七五、〇四五円	五七五、〇四五円
一万五千人以上	三三三、〇四五円	五八〇、三七〇円	三二九、一九七円	六六七、八二二円	三二七、二二五円	六七八、四二五円	六七八、四二五円	六七八、四二五円
二万人以上	三五五、八二五円	六四九、二九〇円	三五二、九六七円	七三六、七四二円	三四〇、九九四円	七四七、三四四円	七四七、三四四円	七四七、三四四円

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票所 の選日 の人数	区市町村		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	一六〇、四五六円	二七二、二八六円	一六四、五一二円	二九七、五〇八円	一四七、一一四円	二五七、九四四円	二五七、九四四円	二五七、九四四円
二百五十人以上	一七八、一八六円	三一一、一八二円	一八二、二四二円	三三七、四〇四円	一六四、八四四円	二九七、八四〇円	二九七、八四〇円	二九七、八四〇円
一千人以上	二二六、一一七円	三七二、二七九円	二二〇、一七三円	三九七、五〇一円	一九六、六九二円	三五一、八五四円	三五一、八五四円	三五一、八五四円
二千人以上	二三四、八一二円	三八九、九七三円	二二五、九二五円	四〇三、二五三円	二一〇、一七三円	三九七、五〇一円	三九七、五〇一円	三九七、五〇一円
三千人以上	二五八、六九三円	四三六、〇二二円	二六六、八〇五円	四八八、四六五円	二四三、六五五円	四四三、一四九円	四四三、一四九円	四四三、一四九円
五千人以上	二八七、九七六円	五二九、六三六円	二九九、〇九〇円	五四二、一九六円	二七五、六〇八円	四九七、二六八円	四九七、二六八円	四九七、二六八円
一万人以上	三六二、八六一円	六二八、八五三円	三五八、〇三二円	六六八、三五五円	三二八、七九七円	六一六、九五五円	六一六、九五五円	六一六、九五五円
一万五千人以上	四八二、九八二円	八八一、九七〇円	四九九、一九〇六円	九八六、八五八円	三九九、七一一円	七七六、五三九円	七七六、五三九円	七七六、五三九円
二万人以上	六一八、八三三円	一一二七、二八三円	五七一、一一二円	一一四七、四三七円	四七〇、六三六円	九三六、一一二円	九三六、一一二円	九三六、一一二円

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区 市 町 村	投票日		区 の 選 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日
	平日	休日							
区	二千人以上	一五、七七九	八、九二四円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
市	二千人以上	一六、八二七	九、六三六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
町	二千人以上	一四、九六八	八、九二四円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
村	二千人以上	一六、〇三六	九、六三六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区 市 町 村	投票日		区 の 選 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日
	平日	休日							
区	二千人以上	一八、一一一	一一、三三〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
市	二千人以上	一九、三八五	一一、二四〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
町	二千人以上	一九、五六八	一三、五九六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
村	二千人以上	二二、〇二四	一四、六八八円	平日	休日	平日	休日	平日	休日

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区 市 町 村	投票日		区 の 選 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日
	平日	休日							
区	二千人以上	一五、七五九	八、九二四円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
市	二千人以上	一六、八二七	九、六三六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
町	二千人以上	一四、九六八	八、九二四円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
村	二千人以上	一六、〇三六	九、六三六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日

区 市 町 村	投票日		区 の 選 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日
	平日	休日							
区	二千人以上	一八、一一一	一一、三三〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
市	二千人以上	一九、三八五	一一、二四〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
町	二千人以上	一九、五六八	一三、五九六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
村	二千人以上	二二、〇二四	一四、六八八円	平日	休日	平日	休日	平日	休日

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区	二九、〇〇三
市	三二一、三一七
町	三七、九二七
村	四〇、九五三
計	四〇、一五八
計	四三、三六二

投票日	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上未満	二五、〇五六	二五、三五六	一〇一、三二六	一九一、六二六	一〇一、三二六	一九一、六二六	二二六、〇八六	二二六、〇八六
千人未満	一三六、五四一	二四九、四一六	一一三、五三三	二〇三、八二三	一一三、五三三	二〇三、八二三	二二六、〇八六	二二六、〇八六
千人以上	一八二、五八二	三二八、〇三二	一七〇、七七七	三〇六、一六七	一五二、二二二	三二〇、二三七	三二〇、二三七	三二〇、二三七
二千未満	二〇〇、七七五	三三六、二二五	一七七、〇四五	三二二、四九五	一七〇、四二四	三五一、〇二四	三五一、〇二四	三五一、〇二四
二千以上	二一九、六九九	三五五、一四九	一九五、二五七	三五三、二八二	一八八、七八三	三六九、三八三	三六九、三八三	三六九、三八三
三千未満	二四一、〇六〇	三九九、〇八五	二三八、九二四	四六四、六七四	二三三、二八〇	四八一、六〇五	四八一、六〇五	四八一、六〇五
三千以上	二八三、二七五	五〇九、一二五	二八一、二二九	五七四、七一四	二六八、九一四	五六二、三八九	五六二、三八九	五六二、三八九
一万五千未満	三一九、三九九	五六七、七一四	三一六、五四一	六五五、一六六	三〇四、五六九	六六五、七六九	六六五、七六九	六六五、七六九
一万五千以上	三二四、一五九	六三六、六三四	三四〇、三一一	七二四、〇八六	三二八、三三八	七三四、六八八	七三四、六八八	七三四、六八八

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票日	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上未満	四九、四三〇	一三九、七三〇	四九、四三〇	一三九、七三〇	四九、四三〇	一三九、七三〇	一三九、七三〇	一三九、七三〇
千人未満	四九、四三〇	一三九、七三〇	四九、四三〇	一三九、七三〇	四九、四三〇	一三九、七三〇	一三九、七三〇	一三九、七三〇
千人以上	四九、四三〇	一三九、七三〇	四九、四三〇	一三九、七三〇	四九、四三〇	一三九、七三〇	一三九、七三〇	一三九、七三〇

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区	五六、六五〇
市	六一、二〇〇
町	五八、九一六
村	六三、六四八
計	四七、五八六
計	五一、四〇八

投票日	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上未満	一五四、七〇四	二六五、五三四	一五八、七六〇	二九一、七五六	一四一、三六二	二五二、一九二	二五二、一九二	二五二、一九二
千人未満	一七二、四三四	三〇五、四三〇	一七六、四九〇	三三一、六五二	一五九、〇九二	二九二、〇八八	二九二、〇八八	二九二、〇八八
千人以上	二二〇、三六五	三六五、五二七	二二四、四二二	三九一、七四九	一九〇、九四〇	三四六、一〇二	三四六、一〇二	三四六、一〇二
二千未満	二二九、〇五九	三八四、二二二	二二〇、一七三	三九七、五〇一	二二四、四二二	三九一、七四九	三九一、七四九	三九一、七四九
二千以上	二五二、九四一	四三〇、二六九	二六一、〇五三	四八二、七二三	二三七、九〇三	四三七、三九七	四三七、三九七	四三七、三九七
三千未満	二九六、四七二	五一八、一三二	二八七、五八六	五三一、四二二	二六四、一〇四	四八五、七六四	四八五、七六四	四八五、七六四
三千以上	三五一、三五七	六一七、三四九	三四六、五二七	六五六、八五一	三一七、二九二	六〇五、四五一	六〇五、四五一	六〇五、四五一
一万五千未満	四七一、四七八	八七〇、四六六	四八七、七〇二	九七五、三五四	三八八、二二三	七六五、〇三五	七六五、〇三五	七六五、〇三五
一万五千以上	四〇七、三二九	一、一六一、四七九	五五九、六一七	一、一三三、九三三	四五九、二二二	九二四、六一八	九二四、六一八	九二四、六一八

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票日	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上未満	八九、八八六	二〇〇、七六六	一〇六、八八四	二三九、八八〇	八九、八八六	二〇〇、七六六	二〇〇、七六六	二〇〇、七六六
千人未満	八九、八八六	二〇〇、七六六	一〇六、八八四	二三九、八八〇	八九、八八六	二〇〇、七六六	二〇〇、七六六	二〇〇、七六六
千人以上	八九、八八六	二〇〇、七六六	一〇六、八八四	二三九、八八〇	八九、八八六	二〇〇、七六六	二〇〇、七六六	二〇〇、七六六

投票所 区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千五百人以上未満	六〇、五八三	一七三、四五八	四九、四三〇	一三九、七三〇	六〇、五八三	一七三、四五八	四九、四三〇	一三九、七三〇
千二百人以上未満	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	八五、二九八	二四三、三二三	二〇九、五九五	二四三、三二三
二千八人以上未満	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	九六、四五二	二七七、〇五一	七四、一四五	二〇九、五九五
三千八人以上未満	七四、一四五	二〇九、五九五	八五、二九八	二四三、三二三	九六、四五二	二七七、〇五一	七四、一四五	二〇九、五九五
五千八人以上未満	八七、七〇七	二四九、五九五	一一一、一六六	二四三、三二三	一三二、三一九	三〇七、〇五一	八七、七〇七	二四九、五九五
一万八人以上未満	一一一、一六六	三〇七、〇五一	一五〇、六二五	三〇七、〇五一	一五〇、六二五	三〇七、〇五一	一一一、一六六	三〇七、〇五一
一万八人以上未満	一一一、一六六	三〇七、〇五一	一五〇、六二五	三〇七、〇五一	一五〇、六二五	三〇七、〇五一	一一一、一六六	三〇七、〇五一
二万人以上	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一九九、二三七	五八三、〇一一	二二〇、三九〇	六六、七四〇	一五四、六二五	四四八、一〇〇

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

投票所 区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千五百人以上未満	一〇、五〇六円	一一、二八円	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円	一〇、五〇六円	一一、二八円
千二百人以上未満	一一、七三七	一二、六二七	九、七一一	一〇、四二七	一一、一五五	一二、〇四五	一一、七三七	一二、六二七
二千八人以上未満	一五、七五九	一六、八二七	一四、九六八	一六、〇三六	一五、六一七	一六、八六三	一五、七五九	一六、八二七
三千八人以上未満	一六、五五〇	一七、六一八	一四、九六八	一六、〇三六	一七、八四八	一九、二七二	一六、五五〇	一七、六一八
五千八人以上未満	一七、三四一	一八、四〇九	一七、一九九	一八、四四五	一八、六三九	二〇、〇六三	一七、三四一	一八、四〇九
一万八人以上未満	一九、五七二	二〇、八一一	二二、八九二	二五、六七二	二五、三三二	二七、二九〇	一九、五七二	二〇、八一一

投票所 区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千五百人以上未満	一〇六、八八四	二三九、八八〇	一一三、八八二	二七九、〇四四	一〇六、八八四	二三九、八八〇	一一三、八八二	二七九、〇四四
千二百人以上未満	一二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六	一二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六
二千八人以上未満	一二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六	一二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六
三千八人以上未満	一二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六	一二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六
五千八人以上未満	一四三、三二八	三二〇、六五六	一七七、三二四	三九八、九八四	一六〇、三二六	三三〇、三二八	一四三、三二八	三二〇、六五六
一万八人以上未満	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六
一万八人以上未満	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六
二万人以上	三一一、七五六	七四九、七六〇	二四七、七六四	八七一、四〇〇	二九八、七五八	六七五、五八〇	三一一、七五六	七四九、七六〇

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

投票所 区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千五百人以上未満	一一、八五九円	一三、七六九円	一四、三一六円	一五、四〇八円	一一、〇五〇円	一二、九六〇円	一一、八五九円	一三、七六九円
千二百人以上未満	一五、一一五	一六、二二七	一六、五八二	一七、八五六	一四、三三六	一五、四〇八	一五、一一五	一六、二二七
二千八人以上未満	一八、一一一	一九、三八五	一九、五六八	二一、〇二四	一六、九四二	一八、二二六	一八、一一一	一九、三八五
三千八人以上未満	一八、九二〇	二〇、一九四	一九、五六八	二一、〇二四	一九、一〇八	二〇、六六四	一八、九二〇	二〇、一九四
五千八人以上未満	二一、五四六	二二、〇〇二	二四、四六〇	二六、二八〇	二一、八三四	二二、四七二	二一、五四六	二二、〇〇二
一万八人以上未満	二六、〇七八	二七、八九八	二六、七二六	二八、七二八	二四、一〇〇	二五、九二〇	二六、〇七八	二七、八九八

一万八千以上	二六、一六五	二八、〇四五	三〇、五八五	三二、八九九	三二、八九九
一万五千以上	三〇、〇七八	三二、〇三六	三五、八三八	三八、五〇八	四〇、一二六
一万二千以上	三四、五四〇	三六、八五四	四〇、二〇〇	四三、三二六	四一、七四〇
一万人以上					四四、九四四

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日	区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	投票日	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円
千五百人以上	投票日	一一、一五五	一一、〇四五	八、九二四円	九、六三六円	一一、一五五	一一、〇四五	一一、一五五	一一、〇四五
二千人以上	投票日	一三、二八六	一四、四五四	一三、二八六	一四、四五四	一五、六一七	一六、八六三	一六、八六三	一六、八六三
三千人以上	投票日	一三、二八六	一四、四五四	一三、二八六	一四、四五四	一七、八四八	一九、二七二	一九、二七二	一九、二七二
五千人以上	投票日	一三、二八六	一四、四五四	一五、六一七	一六、八六三	一七、八四八	一九、二七二	一九、二七二	一九、二七二
一万人以上	投票日	一五、六一七	一六、八六三	二二、三三〇	二四、〇九〇	二四、五四一	二六、四九九	二六、四九九	二六、四九九
一万五千以上	投票日	二二、三三〇	二四、〇九〇	二九、〇〇三	三一、三二七	二九、〇〇三	三一、三二七	三一、三二七	三一、三二七
二万人以上	投票日	二四、五四一	二六、四九九	三三、四六五	三六、一三五	三五、六九六	三八、五四四	三八、五四四	三八、五四四
二万人以上	投票日	二九、〇〇三	三一、三二七	三七、九二七	四〇、九五三	四〇、一五八	四三、三六二	四三、三六二	四三、三六二

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該

一万八千以上	三一、七七九	三三、九六三	三三、八八四	三六、四三二	三〇、八九八
一万五千以上	四六、一八四	四九、四六〇	五二、〇二二	五六、〇一六	三九、九六二
一万二千以上	六二、八五五	六七、四〇五	六一、〇七六	六五、八〇八	四九、〇二六
一万人以上					五一、四四八

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日	区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	投票日	一一、三三〇円	一一、二四〇円	一三、五九六円	一四、六八八円	一四、六八八円	一四、六八八円	一一、三三〇円	一一、二四〇円
千五百人以上	投票日	一三、五九六	一四、六八八	一五、八六二	一七、一三六	一七、一三六	一七、一三六	一三、五九六	一四、六八八
二千人以上	投票日	一五、八六二	一七、一三六	一八、二二八	一九、五八四	一九、五八四	一九、五八四	一五、八六二	一七、一三六
三千人以上	投票日	一五、八六二	一七、一三六	一八、二二八	一九、五八四	一九、五八四	一九、五八四	一五、八六二	一七、一三六
五千人以上	投票日	一八、二二八	一九、五八四	二二、六六〇	二四、四八〇	二四、四八〇	二四、四八〇	一八、二二八	一九、五八四
一万人以上	投票日	二二、六六〇	二四、四八〇	二九、三七六	三二、七二四	二九、三七六	三二、七二四	二二、六六〇	二四、四八〇
一万五千以上	投票日	二七、一九二	二九、三七六	三三、七二四	三六、二七二	三三、七二四	三六、二七二	二七、一九二	二九、三七六
二万人以上	投票日	四〇、七八八	四四、〇六四	四九、八五二	五三、八五六	四九、八五二	五三、八五六	四〇、七八八	四四、〇六四
二万人以上	投票日	五六、六五〇	六一、二〇〇	五八、九一六	六三、六四八	五八、九一六	六三、六四八	五六、六五〇	六一、二〇〇

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該

二万八千以上	六、八七一	七、二七一	六、八七一	六、四七一
一万五千人以上 二万人未満	六、〇七一	六、四七一	六、〇七一	六、四七一

14
16 (略)

(期日前投票所経費)

第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 (略)

3 期日前投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の 地区の選挙 区別の選挙 区別の選挙 区別の選挙	投票の 日	休 日
千人未満	二二五、七五一円	二二八、六一五円
二千人未満	三二一、〇八七	三二五、五六二
三千人未満	四二五、六六五	四三一、七五一
五千人未満	五二一、三八九	五二九、〇八六
一万人未満	六二六、三〇九	六三五、六一七
一万五千人未満	七二一、六九七	七三二、六一六

二万八千以上	八、八七一	八、四七一	八、八七一	八、四七一
一万五千人以上 二万人未満	六、八七一	六、八七一	八、八七一	六、八七一

14
16 (略)

(期日前投票所経費)

第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 (略)

(新設)

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の 地区の選挙 区別の選挙 区別の選挙 区別の選挙	投票の 日	休 日
千人未満	三〇二、九〇〇円	三一二、六七四円
二千人未満	四二八、二七七	四四二、九三八
三千人未満	五四八、九六七	五六七、九七二
五千人未満	六六〇、八〇二	六八四、一五一
一万人未満	七九五、七六四	八二四、〇〇〇
一万五千人未満	一、〇〇四、七七九	一、〇四一、一六〇

一万五千人以上	八四七、六七〇	八六〇、五五八
二万人未満	一、〇〇〇、一四二	一、〇一五、五三六
三万人未満	一、一一五、五五三	一、一三二、二〇〇
三万人以上		

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の 区域の 人口の 階級	開票の翌日	休日
千人未満	一六四、一七六円	一六七、〇四〇円
二千人未満	二五六、五二五	二六一、〇〇〇
三千人未満	三四八、八七四	三五四、九六〇
五千人未満	四四一、二二三	四四八、九二〇
一万人未満	五三三、五七二	五四二、八八〇
一万人以上	六二五、九二一	六三六、八四〇
二万人以上	七八二、七九二	七五一、六八〇
三万人以上	八八二、四四六	八九七、八四〇
三万人以上	九五四、二七三	九七〇、九二〇

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

一万五千人以上	一、二五一、〇五四	一、二九六、六六六
二万人未満	一、四一八、二七六	一、四七〇、四〇四
三万人未満	一、五四三、七〇六	一、六〇〇、七二一
三万人以上		

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の 区域の 人口の 階級	開票の翌日	休日
千人未満	二四四、七八二円	二五四、五五六円
二千人未満	三六七、一七三	三八一、八三四
三千人未満	四七五、九六五	四九四、九七〇
五千人未満	五八四、七五七	六〇八、一〇六
一万人未満	七〇七、一四八	七三五、三八四
一万人以上	九一一、一三三	九四七、五一四
二万人以上	一、一四二、三一六	一、一八七、九二八
三万人以上	一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二
三万人以上	一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

三万人未満	九二八、五四二	九四三、八五〇
三万人以上	一、〇〇四、一二二	一、〇二〇、六七五

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の選挙人の数	開票日	平日	休日
千人未満	六二、五七五 円	二二五、七六七 円	
千人未満	六四、五六二	三〇五、四八七	
二千人未満	七六、七九一	四〇四、四四九	
三千人未満	八〇、一六六	四九四、五五七	
五千人未満	九二、七三七	五九三、八六一	
一万人未満	九五、七七六	六八三、六三三	
一万五千人未満	一〇八、八七八	八〇二、七四二	
二万人未満	一一七、六九六	九四六、四七八	
三万人以上	一六二、二八〇	一、〇五七、五二一	

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

三万人未満	一、三四〇、二五六	一、三九二、四八〇
三万人以上	一、四六五、九〇五	一、五二三、〇二五

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の選挙人の数	開票日	平日	休日
千人未満	五八、一一八 円	二七八、四二〇 円	
千人未満	六一、一〇四	三九一、五五七	
二千人未満	七三、〇〇二	五〇一、三六七	
三千人未満	七六、〇四五	六〇二、三二二	
五千人未満	八八、六一六	七二五、〇四四	
一万人未満	九三、六四六	九一三、六五九	
一万五千人未満	一〇八、七三八	一、一三六、八一四	
二万人未満	一一二、七七二	一、二八七、七一六	
三万人以上	一一五、八一二	一、四〇〇、九〇六	

開票区の選挙人の数	金額
-----------	----

開票区の選挙人の数	金額
-----------	----

千人未満	一五四、一九二円
二千人未満	二四〇、九二五
三千人未満	三二七、六五八
四千人未満	四一四、三九一
五千人未満	五〇一、一二四
一万人未満	五八七、八五七
一万五千人未満	六九三、八六四
二万人未満	八二八、七八二
三万人以上	八九六、二四一

7 参议院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙区 の 議 員 の 数	投票の翌日 の 平日	投票の翌日 の 休日
千人未満	二二五、七五一円	二二八、六一五円
二千人未満	三二一、〇八七	三二五、五六二
三千人未満	四二五、六六五	四三一、七五一
五千人未満	五二一、三八九	五二九、〇八六
一万人未満	六二六、三〇九	六三五、六一七
一万五千人未満	七二一、六九七	七三二、六一六
二万人未満	八四七、六七〇	八六〇、五五八

千人未満	二二〇、三〇二円
二千人未満	三三〇、四五三
三千人未満	四二八、三六五
四千人未満	五二六、二七七
五千人未満	六三六、四二八
一万人未満	八二〇、〇一三
一万五千人未満	一、〇二八、〇七六
二万人未満	一、一七四、九四四
三万人以上	一、二八五、〇九五

7 参议院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙区 の 議 員 の 数	投票の翌日 の 平日	投票の翌日 の 休日
千人未満	三〇二、九〇〇円	三一二、六七四円
二千人未満	四二八、二七七	四四二、九三八
三千人未満	五四八、九六七	五六七、九七二
五千人未満	六六〇、八〇二	六八四、一五一
一万人未満	七九五、七六四	八二四、〇〇〇
一万五千人未満	一、〇〇四、七七九	一、〇四一、一六〇
二万人未満	一、二五一、〇五四	一、二九六、六六六

三万人未満	一、〇〇〇、一四二	一、〇一五、五三六
三万人以上	一、一一五、五五三	一、一三二、二〇〇

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の票数	開票の翌日	平日	休日
千人未満	一六四、一七六円	一六七、〇四〇円	
千人未満	二五六、五二五	二六一、〇〇〇	
二千人未満	三四八、八七四	三五四、九六〇	
三千人未満	四四一、二二三	四四八、九二〇	
五千人未満	五三三、五七二	五四二、八八〇	
一万人未満	六二五、九二一	六三六、八四〇	
一万五千人未満	七三八、七九二	七五一、六八〇	
二万人未満	八八二、四四六	八九七、八四〇	
三万人以上	九五四、二七三	九七〇、九二〇	

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日	平日	休日
-------	----	----

三万人未満	一、四一八、二七六	一、四七〇、四〇四
三万人以上	一、五四三、七〇六	一、六〇〇、七二一

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の票数	開票の翌日	平日	休日
千人未満	二四四、七八二円	二五四、五五六円	
千人未満	三六七、一七三	三八一、八三四	
二千人未満	四七五、九六五	四九四、九七〇	
三千人未満	五八四、七五七	六〇八、一〇六	
五千人未満	七〇七、一四八	七三五、三八四	
一万人未満	九一一、一三三	九四七、五一四	
一万五千人未満	一、一四二、三一六	一、一八七、九二八	
二万人未満	一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二	
三万人以上	一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇	

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日	平日	休日
-------	----	----

三万人以上	一、〇〇四、一二二	一、〇二〇、六七五
-------	-----------	-----------

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日 開票所 の選挙 区の数 千人 未満	平日	休日
千人未満	六一、五七五 円	二二五、七六七 円
二千人未満	六四、五六二	三〇五、四八七
三千人未満	七六、七九一	四〇四、四四九
五千人未満	八〇、一六六	四九四、五五七
一万人未満	九二、七三七	五九三、八六一
一万五千人未満	九五、七七六	六八三、六三三
二万人未満	一〇八、八七八	八〇二、七四二
三万人未満	一二七、六九六	九四六、四七八
三万人以上	一六一、二八〇	一、〇五七、五二一

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一五四、一九二 円

三万人以上	一、四六五、九〇五	一、五二三、〇二五
-------	-----------	-----------

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日 開票所 の選挙 区の数 千人 未満	平日	休日
千人未満	五八、一一八 円	二七八、四二〇 円
二千人未満	六一、一〇四	三九一、五五七
三千人未満	七三、〇〇二	五〇一、三六七
五千人未満	七六、〇四五	六〇二、三二二
一万人未満	八八、六一六	七二五、〇四四
一万五千人未満	九三、六四六	九一三、六五九
二万人未満	一〇八、七三八	一、一三六、八一四
三万人未満	一二二、七七二	一、二八七、七一六
三万人以上	一五、八一	一、四〇〇、九〇六

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	二二〇、三〇二 円

二千人以上未滿	二四〇、九二五
三千人以上未滿	三二七、六五八
五千人以上未滿	四一四、三九一
一万人以上未滿	五〇一、一二四
二万人以上未滿	五八七、八五七
三万人以上未滿	六九三、八六四
五万人以上未滿	八二八、七八二
十万人以上未滿	八九六、二四一

17 13
16 (略)

17 選挙人の数が三万人以上の開票区については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一万人ごとに百分の十五を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九〇、一四七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇〇、一二二

二千人以上未滿	三三〇、四五三
三千人以上未滿	四二八、三六五
五千人以上未滿	五二六、二七七
一万人以上未滿	六三六、四二八
二万人以上未滿	八二〇、〇一三
三万人以上未滿	一、〇二八、〇七六
五万人以上未滿	一、一七四、九四四
十万人以上未滿	一、二八五、〇九五

17 13
16 (略)

17 選挙人の数が三万人以上の開票区については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一万人ごとに百分の三十を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九〇、〇四七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇一、一九七

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万四千七百四十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十一万七千七百六十五円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十二万四千七百七十八円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 (略)

(選挙公報発行費)

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

都道府 県の世帯数	選挙		衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
	都及び大都市のある道府県	その他の県	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	その他の県	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
一 三十万未満	円	銭	四〇	六六	一八	四〇
二 三十万以上 四十万未満	一	三九	四〇	八九	一八	四〇
三 四十万以上 五十万未満	一	三九	三九	八一	一八	一七
四 五十万以上 七十万未満	〇二	三八	三九	七五	一七	七五
五 七十万以上 百万未満	六二	三八	四二	四二	一七	四一
六 百万以上	三六	三六	〇五	〇五	一七	一七

2 / 4 (略)

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万七千五百二十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十二万七千二百二十円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十三万九千八百八十五円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 (略)

(選挙公報発行費)

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

都道府 県の世帯数	選挙		衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
	都及び大都市のある道府県	その他の県	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	その他の県	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
一 三十万未満	円	銭	四六	〇三	一八	七八
二 三十万以上 四十万未満	一	四四	四四	五五	一八	三六
三 四十万以上 五十万未満	一	四三	四三	二九	一七	八九
四 五十万以上 七十万未満	〇一	四二	四二	七五	一七	七三
五 七十万以上 百万未満	九四	四二	四二	七三	一七	四八
六 百万以上	三九	三九	八二	八二	一七	二一

2 / 4 (略)

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一四、七〇〇 円	一三、六五〇 円	一三、六〇〇 円
九 以 上	一六、二七五	一五、二二五	一四、一七五
十 三 以 上	一七、八五〇	一六、八〇〇	一五、七五〇

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	金 額	
	平日	休 日
昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	七、四四二 円	二五、六一三
夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	二四、二七四	

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一五、二二五 円	一四、一七五 円	一三、一二五 円
九 以 上	一六、八〇〇	一五、七五〇	一四、七〇〇
十 三 以 上	一八、三七五	一七、三二五	一六、二七五

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	金 額	
	平日	休 日
昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	六、八六六 円	二五、三二七
夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	二三、九六六	

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千七百三十円、休日にあつては一万八千六十九円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 3 7 (略)

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費(啓発宣伝の経費を含む。)の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人及び世帯数、投票所及び開票所数並びに地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
	都道府県	市区町村		
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの		一七、四八〇、七五三	一三、四一七、二六九
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの		二一、〇〇〇、七九五	一六、一六八、七七一
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの		二四、五三〇、二九九	一九、二五九、一五五
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの		二九、九五三、八九九	二〇、九六九、二七九
	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの		三〇、五〇七、六六七	二二、三〇四、二七七
	選挙人の数が五百五十万人以上二百万人未満のもの		三三、五七五、四五二	二五、二〇四、七五九
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの		四一、九五一、〇二二	三〇、三三三、二七九
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの		四六、七一一、五七四	三六、二八九、一五二
	選挙人の数が三百五十万人以上五百五十万人未満のもの		五二、三三三、七五〇	四一、四七九、五七〇
	選挙人の数が二百万人以上のもの		六六、三三三、七五〇	五二、三三三、七五〇
都道府県の支庁又は地方事務所		四、九八五、九九九	三、八六二、一六九	
認定	先	二、六〇〇、四七三	二、〇四五、四五三	
都	市	一〇、四三三、四九九	八、四四九、九六九	
区	選挙人の数が五万人未満のもの		六、二二七、七五三	五、四四九、九五三
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの		七、三三二、八七七	六、五五五、一〇六
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの		八、九三九、八七五	八、三三六、六二九
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの		一〇、八六一、七五三	一〇、三三三、〇〇一
	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの		一三、〇〇一、八五七	一二、九三六、四一〇
	選挙人の数が二十五万人以上三十万人未満のもの		一五、三三三、七五三	一五、五五五、二八五
	選挙人の数が三十万人以上三十五万人未満のもの		一八、〇〇七、六二九	一七、三三三、八八八
	選挙人の数が三十五万人以上四十万人未満のもの		二〇、七七二、五〇五	一九、一〇七、三三〇
	選挙人の数が四十万人以上四十五万人未満のもの		二三、五三七、三八一	二一、八七二、一八八
	選挙人の数が四十五万人以上五十万人未満のもの		二六、三〇二、二六四	二四、六四七、〇四六
市(大都市を除く三項及び第七項において同じ。)		一七、四八〇、七五三	一三、四一七、二六九	
町		一〇、四三三、四九九	八、四四九、九六九	
村		六、二二七、七五三	五、四四九、九五三	

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千九百九十八円、休日にあつては一万八千三百五十九円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 3 7 (略)

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費(啓発宣伝の経費を含む。)の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人及び世帯数、投票所及び開票所数並びに地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
	都道府県	市区町村		
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの		一七、四八〇、七五三	一三、四一七、二六九
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの		二一、〇〇〇、七九五	一六、一六八、七七一
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの		二四、五三〇、二九九	一九、二五九、一五五
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの		二九、九五三、八九九	二〇、九六九、二七九
	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの		三〇、五〇七、六六七	二二、三〇四、二七七
	選挙人の数が五百五十万人以上二百万人未満のもの		三三、五七五、四五二	二五、二〇四、七五九
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの		四一、九五一、〇二二	三〇、三三三、二七九
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの		四六、七一一、五七四	三六、二八九、一五二
	選挙人の数が三百五十万人以上五百五十万人未満のもの		五二、三三三、七五〇	四一、四七九、五七〇
	選挙人の数が二百万人以上のもの		六六、三三三、七五〇	五二、三三三、七五〇
都道府県の支庁又は地方事務所		四、九八五、九九九	三、八六二、一六九	
認定	先	二、六〇〇、四七三	二、〇四五、四五三	
都	市	一〇、四三三、四九九	八、四四九、九六九	
区	選挙人の数が五万人未満のもの		六、二二七、七五三	五、四四九、九五三
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの		七、三三二、八七七	六、五五五、一〇六
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの		八、九三九、八七五	八、三三六、六二九
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの		一〇、八六一、七五三	一〇、三三三、〇〇一
	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの		一三、〇〇一、八五七	一二、九三六、四一〇
	選挙人の数が二十五万人以上三十万人未満のもの		一五、三三三、七五三	一五、五五五、二八五
	選挙人の数が三十万人以上三十五万人未満のもの		一八、〇〇七、六二九	一七、三三三、八八八
	選挙人の数が三十五万人以上四十万人未満のもの		二〇、七七二、五〇五	一九、一〇七、三三〇
	選挙人の数が四十万人以上四十五万人未満のもの		二三、五三七、三八一	二一、八七二、一八八
	選挙人の数が四十五万人以上五十万人未満のもの		二六、三〇二、二六四	二四、六四七、〇四六
市(大都市を除く三項及び第七項において同じ。)		一七、四八〇、七五三	一三、四一七、二六九	
町		一〇、四三三、四九九	八、四四九、九六九	
村		六、二二七、七五三	五、四四九、九五三	

選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	四二〇、〇〇〇	四〇四、八七九
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	六三、〇一一	五八、四七五
選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	一、〇五、五六一	九六、〇一一
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、七〇、二八四	一、五五、〇七九
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、三三、五〇八	一、九〇、九七九
選挙人の数が二万人以上のもの	二、六二、二六九	二、三七、四七四

2 都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が政令で定める地域にある場合においては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	九、六七、六五五	七、六四、三九五
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、二五、〇〇八	九、九三、四三九
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一三、八三、七三九	一〇、一三、〇七三
	選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	一六、九三、三六一	一三、〇、九三〇
	選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未満のもの	二〇、〇九、九七九	一六、〇九、三〇七
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	二三、二八、九二二	一八、九三、〇七九
	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	二六、四八、九二二	二一、二六、二五八
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	二九、六八、九二二	二四、四六、二五三
	選挙人の数が三百五十万人以上のもの	三二、八八、九二二	二七、六六、二五三
	都道府県の支庁又は地方事務所	三六、〇八、九二二	三〇、八六、二五三
認定出先機関	三九、二八、九二二	三四、〇六、二五三	
大 都	四二、四八、九二二	三七、二六、二五三	
市	四五、六八、九二二	四〇、四六、二五三	
区	選挙人の数が五万人未満のもの	四、五九、九二二	四、〇三、七九九
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	五、七九、九二二	五、二三、七九九
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	六、九九、九二二	六、四三、七九九
	選挙人の数が十五万人以上のもの	八、一九、九二二	八、六三、七九九
	選挙人の数が三万人未満のもの	一、〇二、八〇〇	一、〇二、八〇〇
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、一五、七〇〇	一、一五、七〇〇
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一、二八、六〇〇	一、二八、六〇〇
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一、四一、五〇〇	一、四一、五〇〇
	選挙人の数が十五万人以上のもの	一、五四、四〇〇	一、五四、四〇〇
	選挙人の数が千人未満のもの	一、六七、三〇〇	一、六七、三〇〇
町 村	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	一、八〇、二〇〇	一、八〇、二〇〇
	選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	一、九三、一〇〇	一、九三、一〇〇
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	二、〇六、〇〇〇	二、〇六、〇〇〇
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、一九、九〇〇	二、一九、九〇〇
	選挙人の数が二万人以上のもの	二、三二、八〇〇	二、三二、八〇〇
	選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	二、四五、七〇〇	二、四五、七〇〇
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	二、五八、六〇〇	二、五八、六〇〇
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、七一、五〇〇	二、七一、五〇〇
	選挙人の数が二万人以上のもの	二、八四、四〇〇	二、八四、四〇〇
	選挙人の数が三万人以上のもの	二、九七、三〇〇	二、九七、三〇〇

3 投票又は開票が日曜日及び土曜日以外の休日に行われた場合においては、次の表に掲げる額を加算する。ただし、前項の場合においては、これらの額及びこれらの額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	四二四、九一三	四〇七、三〇七
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	六三、五七九	五八、七〇二
選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	一、〇五、七一九	九六、〇一一
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、七〇、四九九	一、五五、〇七九
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、三三、二〇二	一、九〇、九七九
選挙人の数が二万人以上のもの	二、六二、〇二六	二、三六、三五六

2 都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が政令で定める地域にある場合においては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	九、七四、一九八	七、五二、四〇四
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、三二、五五九	九、一〇、五七二
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一三、九〇、七二〇	一〇、六八、七四〇
	選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	一六、四八、八八〇	一三、二六、九〇八
	選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未満のもの	一九、〇七、〇四〇	一五、八五、〇七六
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	二一、六五、二〇〇	一八、四三、二四四
	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	二四、二三、三六〇	二一、〇一、四一二
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	二六、八一、五二〇	二三、五九、五八〇
	選挙人の数が三百五十万人以上のもの	二九、三九、六八〇	二六、一七、七四〇
	都道府県の支庁又は地方事務所	三一九、九七三	三六、七五九
認定出先機関	四一、五五五	三八、三四一	
大 都	四三、一三七	三九、九二三	
市	四四、七一九	四一、五〇五	
区	選挙人の数が五万人未満のもの	四、七〇、七三三	四、一四、五八七
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	五、九〇、七三三	五、三四、五八七
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	七、一〇、七三三	六、五四、五八七
	選挙人の数が十五万人以上のもの	八、三〇、七三三	七、七四、五八七
	選挙人の数が三万人未満のもの	一、〇三、六〇〇	一、〇三、六〇〇
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一、一六、五〇〇	一、一六、五〇〇
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一、二九、四〇〇	一、二九、四〇〇
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一、四二、三〇〇	一、四二、三〇〇
	選挙人の数が十五万人以上のもの	一、五五、二〇〇	一、五五、二〇〇
	選挙人の数が千人未満のもの	一、六八、一〇〇	一、六八、一〇〇
町 村	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	一、八一、〇〇〇	一、八一、〇〇〇
	選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	一九四、九〇〇	一九四、九〇〇
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	二〇八、八〇〇	二〇八、八〇〇
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二二二、七〇〇	二二二、七〇〇
	選挙人の数が二万人以上のもの	二三六、六〇〇	二三六、六〇〇
	選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	二五〇、五〇〇	二五〇、五〇〇
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	二六四、四〇〇	二六四、四〇〇
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二七八、三〇〇	二七八、三〇〇
	選挙人の数が二万人以上のもの	三〇二、二〇〇	三〇二、二〇〇
	選挙人の数が三万人以上のもの	三一六、一〇〇	三一六、一〇〇

3 投票又は開票が日曜日及び土曜日以外の休日に行われた場合においては、次の表に掲げる額を加算する。ただし、前項の場合においては、これらの額及びこれらの額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

区分	分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
	都道府県	市		
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの		一、〇七四、四九九円	八、〇〇九、二〇〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、二一九、三九八円	九、二二九、五〇〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、三五八、二九九円	一、〇三三、六五〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、三五八、二九九円	一、〇三三、六五〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、三五八、二九九円	一、〇三三、六五〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
都道府県の支庁又は地方事務所	選挙人の数が二百五十人以上二百五十万人未満のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
	選挙人の数が二百五十人以上二百五十万人未満のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
認定出先機関	選挙人の数が三百人以上のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
	選挙人の数が三百人以上のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
大 区	選挙人の数が三万人未満のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
	選挙人の数が三万人未満のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
市	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
町	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
村	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの		一、四七九、九九九円	一、〇三三、六五〇円

4
4
11 (略)

第十七条 (再選挙等の経費)

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比
例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う
場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経
費の額を算出する場合における第六条第一項又は第二項の規定の
適用については、同条第一項の表中「一、二六五、〇一七」とあ
るのは「一、二七二、六九四」と、同条第二項中「百十二万四千
七百七十八円」とあるのは「六十八万五千七百十七円」とする。

区分	分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
	都道府県	市		
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの		一、〇九一、三九九円	八、六九二、二〇〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、二二四、一八〇円	九、九一三、五〇〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、三六七、〇〇〇円	一、〇四〇、一五〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、三六七、〇〇〇円	一、〇四〇、一五〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、三六七、〇〇〇円	一、〇四〇、一五〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
	選挙人の数が七十五万人以上七十五万人未満のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
都道府県の支庁又は地方事務所	選挙人の数が二百五十人以上二百五十万人未満のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
	選挙人の数が二百五十人以上二百五十万人未満のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
認定出先機関	選挙人の数が三百人以上のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
	選挙人の数が三百人以上のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
大 区	選挙人の数が三万人未満のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
	選挙人の数が三万人未満のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
市	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
町	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
村	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの		一、四八九、四九九円	一、〇四〇、一五〇円

4
4
11 (略)

第十七条 (再選挙等の経費)

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比
例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う
場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経
費の額を算出する場合における第六条第一項又は第二項の規定の
適用については、同条第一項の表中「一、二六六、四六四」とあ
るのは「一、二七四、二〇七」と、同条第二項中「百十三万九千
八百八十五円」とあるのは「六十九万九百十円」とする。

(事務の区分)

第二十二條 第四條第十五項、第四條の二第三項、第五條第十六項及び第十三條第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第二十二條 第四條第十五項、第五條第十六項及び第十三條第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一第一号法定受託事務（第二条関係）	
（略） 国会議員の選挙等の 執行経費の基準に關 する法律（昭和二十五 年法律第百七十九号）	（略） 第四条第十五項、 第五条第十六項及び 第十三条第一項、 ただし書の規定により 都道府県が処理する こととされている事務
別表第一第一号法定受託事務（第二条関係）	
（略） 国会議員の選挙等の 執行経費の基準に關 する法律（昭和二十五 年法律第百七十九号）	（略） 第四条第十五項、 第五条第十六項及び 第十三条第一項、 ただし書の規定により 都道府県が処理する こととされている事務